

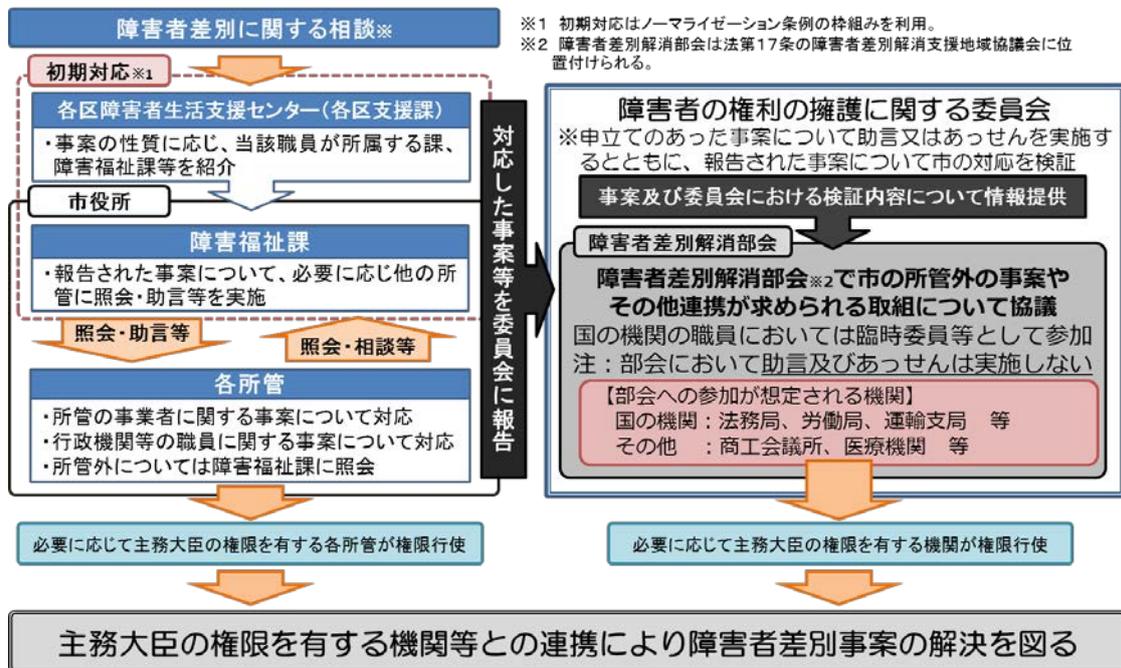
(図2) 想定される構成員

	分野	機関等
1	障害当事者	身体障害者関係
2	障害当事者	知的障害者関係
3	障害当事者	精神障害者関係
4	障害当事者	発達障害者関係
5	国の機関	厚生労働省労働局
6	国の機関	法務省法務局
7	国の機関	国土交通省地方運輸局
8	学識経験者	大学教員

	分野	機関等
9	学識経験者	弁護士
10	事業者	商工会議所
11	事業者	相談支援事業者
12	事業者	医療機関
13	市職員	福祉事務所
14	市職員	消費生活総合センター
15	市職員	教育委員会事務局

(図3) 法施行後における障害者差別事案の解決までの流れ

法施行後における障害者差別事案の解決までの流れ



さいたま市合理的配慮PR
キャラクター「ノーマくん」